

第183回
沖縄地方交通審議会
船員部会 議事録

令和6年3月21日（木）

沖縄総合事務局

第183回沖縄地方交通審議会船員部会

日 時 令和6年3月21日（木）11時00分
場 所 沖縄総合事務局5階「海技試験室・控室」

出席者：

公益委員 上原委員、豊川委員、大城委員
労働者委員 漢那委員
使用者委員 桃原委員、亀谷委員、角委員

沖縄総合事務局 野原船舶船員課長、
山口海事振興・防災危機管理調整官、
比屋根課長補佐、
金城係員

議事次第

○開 会

○議 事

1. 第182回船員部会の議事録承認について
2. 管内の雇用状況について
3. 意見交換

○閉 会

（配付資料）

資料1. 第182回船員部会の議事録（案）
資料2. 船員職業紹介実績等一覧表（令和6年2月分）
資料3. 令和5年度船員の特定最低賃金改正の関連資料
資料4. 令和6年度 船員部会開催予定表

上原部会長

それでは、定刻でございますので、第183回船員部会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況と配付資料の確認を事務局からお願ひ致します。

事務局（金城）

本日は、公益委員3名、労働者委員1名、使用者委員3名が出席されており、船員部会運営規則第9条の規定による定足数を満たし、本部会が有効に成立していることをご報告させていただきます。

続きまして、今回の船員部会の配付資料を確認させていただきます。

（配付資料の確認）

上原部会長

それでは、まず初めに、前回、第182回船員部会の議事録について承認を諮りたいと思います。事前にメールにて確認されていると思いますが、議事録について何かご意見はありますか。

原案のとおり、承認してよろしいでしょうか。

（「はい」）の声

上原部会長

異議がありませんので、承認されたものといたします。

続いて、議事の2「管内の雇用状況」について、事務局から説明をお願い致します。

事務局（比屋根補佐）

令和6年2月分の管内雇用状況等の概要についてご報告致します。

●求人状況について

新規求人数は2件でした。

新規求人における内訳としては、

漁船（実習船）に係る県内事業者1社から機関士を2名となっております。

前月に比べ2件減少、また、前年同月と比べても2件減少となっております。

月間有効求人数は37件でした。

前月に比べ3件減少、また、前年同月に比べ4件減少となっております。

月間有効求人数の内訳は、商船等35件、漁船2件となっております。

月末未済求人数は37件でした。

●求職状況について

新規求職数は8名でした。

前月に比べ2名増加、また、前年同月と比べて3名増加となっております。

新規求職数の内訳は、商船等7名、漁船1名となっております。

●新規求職者の退職理由又は求職理由別内訳について

2月の新規求職者8名の退職理由は、定年退職が1名、自己都合が3名、海上勤務中の現職が1名となっております。

新規求職者が所属していた会社所在地は、管内が3名、管外が5名となっております。

●求職状況について

月間有効求職数は19名でした。

前月に比べ4名増加、また、前年同月に比べ2名減少となっております。

月間有効求職数の内訳は、商船等17名、漁船2名となっております。

月末未済求職数は14名でした。

●成立状況について

2月の成立は1件でした。

●求人倍率について

2月の月間有効求人倍率は、1.95倍でした。

前月に比べ0.72ポイント減少、前年同月に比べ同数となっております。

●失業等給付支給内訳について

基本手当受給者実人員は2名、支給延べ件数は3件です。

基本手当支給額は320,936円、

総支給額は320,936円でした。

以上、管内雇用等状況の概要の説明を終わります。

上原部会長

ありがとうございます。ただいまの説明について、何かご質問等はありますか。

特にないようですので、議事3の「意見交換」に移りたいと思いま

す。何かございますか。

漢那委員

先ほどの新規求人数の報告であった漁船（実習船）より機関部職員2名というのは、こちら水産高校の実習船ですかね。また、この求人は今月来ているのでしょうか。

事務局（比屋根補佐）

ご認識の通りこちらは実習船で、求人票の受付日は2月15日となっております。

漢那委員

最近民間部門の景気がいいものですから、実習船の成り手があまり少ない状況なのですよね。実習船を動かせないということになると、沖縄水産高校を通して海技免状を取得することが困難になってくる可能性があります。先日潮風会という会議があって、その中で船員さんを多く抱えているところから、派遣業を使って水産高校に船員を派遣できないのかなというような話も挙がりました。これは学校側の問題かもしれません、将来のことを見てなにかできることがあれば対応していただけたらと思っております。実はこの部会の後、午後から水産高校の先生方とお会いすることになっているのですが、多分この件についての相談かなと思っております。

もう一つ、前回の部会にて水産庁長官に会うという話をさせていたいた件について、長官は多忙ということもあってあまり話をする時間がなかったのですが、別の担当者と補助金関連など、いろいろお話することができました。その際、久米島の近くにマグロがたくさん捕れる操業水域があるかと思うのですが、そこでは操業していないのではという見解をしておりました。実際はどうなのでしょうか。

亀谷委員

あの水域では操業していたかと思います。

漢那委員

そうですね。私も沖縄の船やまぐろはえ縄船があの水域で操業しているはずと説明したのですけども、先方はそこでの漁業はしていないのではないかとの認識でした。

亀谷委員

沖縄の船も入っていますが、意外と宮崎の船も多く入ってきていま

すね。

漢那委員

なるほど。確か特別協力水域といわれる水域ですよね。

亀谷委員

そうですね。エリアによって日本と台湾それぞれの法令が適用となる水域として、北側が日本の操業ルール、南側が台湾の操業ルールとなっております。

漢那委員

そのような複雑な水域ということもあって尖閣付近で漁をするというのはなかなか大変ですよね。でもそういうことは世間にはあまり知られていないことなので、このような水域で日本の漁船が頑張ってマグロを捕っているということは、もっと世の中にアピールしたほうがいいと思います。

亀谷委員

そうですね。あそこの水域では中国の公船が追尾してくるなど、なかなか漁業者としても怖いところではあるのですが、マグロが多く捕れるところなので頑張って操業しているというのが実情です。

漢那委員

もう一ついいですか。

以前お話した貨物船「白虎」の事故の件について。韓国籍のケミカル船の船長は第一審では不起訴だったのですけど、松山検察審査会で不当との議決が出て現在差し戻しされております。ただ、「白虎」の船員である日本人の二等航海士については、まだ事故調査委員会からも報告があがっていない中で実刑判決を言い渡されております。このようなことがあっては、船員さんは事故する度に判例をつくってしまい、ますます船員の成り手がいなくなる恐れがあり、組織としても何とかしないといけないと思っております。

あと昨日も下関でまたタンカーが沈没していますよね。あの船には液体化合物を積んでいたかと思うので、もしそれが流出したら海洋汚染になる危険性がありますね。

上原部会長

まだその物質は流出していないのですかね。

漢那委員

現時点では流出は確認されていないとのことです。ただあれも韓国船のようです。

上原部会長

あれは転覆したその時点では元に戻せないのですか。

漢那委員

戻せないですね。そのままドックまで曳航してからの対応になるかと思います。

上原部会長

貴重な情報ありがとうございました。

亀谷委員

私からも1点。前回の部会にお話した漁業就業支援フェアについての報告です。予定どおり3月3日に実施され、38名の方に来場していただき、そのうち4名の方が漁業として働くことで決まったとの報告を受けています。残りの方については求職と求人のマッチングがうまくいかない部分もあったかもしれないですが、せっかく来ていただき、沖縄の漁業についていろいろと聞いていただいたので、もう少し希望する条件などのお話を聞いて、他でマッチするケースがないのかも含めながら事務局として対応していきたいなと思っております。

あと、先ほどの日台における水域の話について少し補足いたします。先ほども申し上げたとおり、あの水域では日本・台湾どこの国のルールが適用になるかエリアによって異なります。日本のルールが適用となる水域では、もちろん日本の船は操業しております。日本語で皆さん連絡を取り合い日本のルールに則って魚を捕っています。しかし、台湾のルールが適用となる水域については、多くが台湾の船なので台湾語を理解する必要があります。また、投繩も台湾と日本とでは異なるため、トラブルになる可能性もありますので、台湾のルールとなる水域には入らないというところが実情でございます。先ほどの漢那委員からお話があった、操業していない水域があるというのは、台湾のルールが適用される水域のことかもしれませんね。

また、先週台湾と日本における漁業の会合が行われたのですが、今までのルールを踏襲し今年も継続するということに決まったようです。これは水産庁、外務省をはじめとした日本側の代表と台湾側の代表とで話し合いを毎年行っているもので、日本側としては少しでも日本側のルールを広げようとして頑張っているのですが、外交の関係上難し

い部分もあってか今の状況がここ数年続いているというところでございます。以上です。

漢那委員

もう1ついいですか。

このはえ縄船のことで気をつけてもらいたいのが、AISを船ではなくブイなどの漁具につけるというもので、電波法違反にもあたるAISの不正利用についてです。いくつかの沖縄のマルシップ船などでも利用をしている状況です。このようなことが続くのであればマルシップの資格を剥奪することも検討すると言われているので、注意喚起をしていただけたらと思います。

亀谷委員

AISの不正利用について、実際それで捕まったという話は聞いております。

また、台湾については国内法上漁具にAISにつけることを適法としており、それで漁具にAISをつけて操業されているのですよね。加えて、台湾は国際ルールに加盟していないので、基本的に取締まりができないです。日本側としても台湾側にお願いをしていたのですけど、台湾はそれを国内法上適法のままとしております。そうなると沖縄の漁業者がなんで台湾はいいのに、日本はダメかというような話になり、日本政府にどうにかできないかと打診しております。でも現時点では漁具にAISをつけるということは違法であり、沖縄の漁業者もそのことは理解しているので、我々としてもそういうことで検挙されたという情報は各漁業者に通知するなど不正利用しないように注意喚起は行っております。

漢那委員

検挙されて終わりというわけではなく、マルシップが使えなくなり外国人・技能実習生を乗せられない、最悪廃業に追い込まれるといった事態にまで発展する恐れがあるので、引き続き注意喚起の対応をお願いします。

亀谷委員

承知しました。

漢那委員

日本はTAC（漁獲可能量）といって、資源を守るためにマグロの漁獲量が規制されておりますが、中国、台湾、韓国などに魚を乱獲されて

しまっている実情がございます。そうすると外国からその魚が日本に輸出され、魚価が上がらなくなり、国内の漁船が利益を得られない状況となるのです。もし規制を無くした場合、日本近海に魚がいなくなってしまうと危惧されているため、難しい問題だなと思うところです。

上原部会長

ちょっと議論した後で申し訳ないですけど、AISとは何ですか。

桃原委員

AISは船舶自動識別装置といいまして、船の位置情報などを信号として発信し船の衝突防止に役立つ装置のことです。

亀谷委員

AISは船舶に搭載することは適法なのですが、ブイなどの漁具に取り付けての使用は国内では認められていないため違法となってしまいます。

上原部会長

なるほど、ありがとうございます。そのほかありますか。

ないようであれば、事務局から資料の説明をいただきたいのですけど、よろしいですか。

それでは、事務局よりお願ひします。

事務局（比屋根補佐）

令和5年度船員の特定最低賃金改正の関連資料について説明をさせていただきます。

資料【3】1枚目の「官報公示」について説明いたします。3月5日の官報におきまして、北陸信越運輸局、四国運輸局、沖縄総合事務局3局が同時に改正決定の公示をおこないました。当局の公示は裏の赤枠内となります。答申で頂いた内容などに変更はなく内航の職員・部員とともに7,200円、旅客の職員は7,400円、部員は6,000円の引き上げとなっております。最低賃金法第19条に基づき公示日から30日間経過後の4月4日から、効力が発生いたします。

当局におきましては公示日に合せて関係各所に周知を行うべく、当局のHP、SNS及び広報誌への掲載、沖縄地方内航海運組合、沖縄旅客船協会、適用事業者等の53事業者への通知とプレスリリースによる周知を行いました。また、同時に管内の船員法適用漁船の船舶所有者59者に対しても郵送によるかつお・まぐろの最賃改正に関する通知を行いました。

次のページがプレス資料となり、琉球新報の記者から電話による取材があり3月6日の新聞に取り上げて頂きました。今のところ改正に係る質問やご意見等は殆どありませんが、引き続き様々な機会を捉え最低賃金が改正される旨の周知をおこないたいと考えております。

最後になりますが、部会長及び委員の皆様におかれましては8月の諮詢から約8か月間の長期にわたりお付き合いを頂きました。至らない点なども度々あり、ご迷惑をおかけしてしまいましたが、皆様からの多大なご協力を賜り改正決定に至ることができました。この場をお借りして御礼を申し上げます。

上原部会長

はい、ありがとうございます。他にないようであれば事務局から連絡がありますのでお願ひします。

事務局（金城）

資料4の令和6年度の船員部会開催予定表をご覧ください。今年度と同様に毎月第3木曜日の11時で調整しておりますが、令和7年3月の第3木曜日は春分の日のため、3月は19日（水）に開催を予定しております。その他、人数が集まらない場合や、最低賃金の諮詢の状況に応じて、柔軟に日程調整しようと思いつますので、よろしくお願ひします。

また、次年度におかれましては委員の皆様方の委員任命の更新年となります。手続き等詳細につきましては追ってご案内いたしますので引き続きよろしくお願ひいたします。

併せて、次回の船員部会についてお知らせします。4月の船員部会は、4月18日（木）に当局5階聴聞室兼会議室で11:00より開催します。後日、改めて案内の文書をメールで送付いたします。出席できない場合は、事前に事務局まで御連絡ください。

また、今回の議事録案は後日、メールで照会させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

上原部会長

以上をもちまして終了させていただきます。お疲れ様でした。